

新型コロナウイルス感染症拡大への取り組み

1 市民・事業者向け法律相談

A 一般市民向け(事業者も相談可)

【日弁連の主な市民向け相談事業】

- ◆ 全国の弁護士会(法律相談センター)でのコロナ関連相談受付
- ◆ テーマを設定した全国一斉ホットライン(電話相談)の随時開催

新型コロナウイルスによる生活や仕事のお悩みを抱えた方へ
弁護士による法律相談を受け付けています

なやみひやくとうばん
0570-783-110

※お電話で相談予約ができます(通話料がかかります。050P電話等からはつながりません)。

WEBからも
 予約が可能です

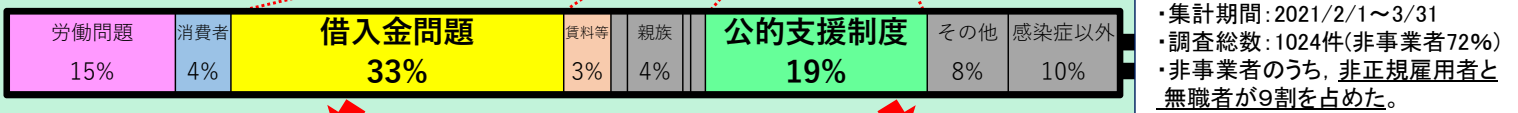
お電話いただいた地域に近い弁護士会の法律相談センターにつながります。

近時、市民の弁護士への法律相談ニーズ(目的)が変化

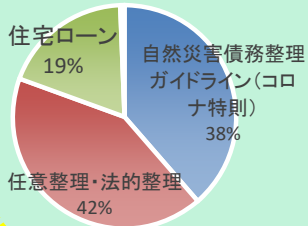
【初期(2020年4~7月頃)の相談内容の傾向】



☆近時の傾向☆

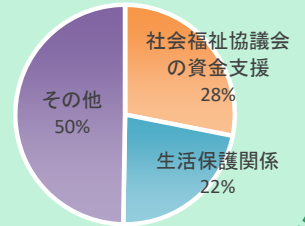


『借入金問題』の相談内訳と典型・特徴的な相談



金融機関への返済が難しくなってきた。軽減できないか…。自然災害債務整理ガイドラインという制度で債務軽減できると聞いた。自分は利用できる？

『公的支援制度』の相談内訳と典型・特徴的な相談



当面の、「生活費」、「事業資金」、「家賃」の原資を確保したい…。

新型コロナウイルス感染症による経済活動の低迷の影響が、市民の相談傾向にも表れている

B 事業者向け

【日弁連の主な事業者向け相談事業=中小事業者向け相談窓口(常設)「ひまわりほっとダイヤル」】

- ・全国で初回相談無料対応 ※一部の地域を除く
- ・2020年4月~2021年3月のコロナ関連相談件数:716件
- ☆近時の傾向… 事業再建・倒産:28%, 債務:15%, 賃貸借契約:10%等

ひまわりほっとダイヤル
 0570-001-240
 おおいちへしよー

2 コロナ禍における「差別・偏見」への対応

日弁連の各種意見表明は裏面を御参照下さい

【日弁連の主な活動】

- 2020年12月4・5日 「新型コロナウイルスと偏見・差別・プライバシー侵害ホットライン」の実施
- 2021年 2月 15日 人権イベント・シンポジウム「新型コロナウイルスと人権—差別・偏見のない社会を目指して」の開催
- 2021年 2月 「COVID-19と人権に関する日弁連の取組—中間報告書—」の公表
- 2021年5月14・15日 「新型コロナウイルス・ワクチン予防接種に係る人権・差別問題ホットライン」の実施

【当連合会の電話相談に実際に寄せられた相談事例】

自分が感染者となったこと、または、家族等が感染したことで濃厚接触者となったことが、勤務先で、本来は無関係のはずの範囲の人にまで実名で公表されてしまった…。

COVID-19 と人権に関する
 日弁連の取組 - 中間報告書 -



2021年2月
 日本弁護士連合会

